

神川町告示第16号

神川町ゼロカーボンシティ推進パートナー制度実施要綱を次のように定める。

令和6年3月8日

神川町長 櫻 澤 晃

神川町ゼロカーボンシティ推進パートナー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、「神川町ゼロカーボンシティ推進パートナー制度」(以下「本制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この告示は、神川町ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進に賛同する企業その他団体及び個人事業主(以下「事業者等」という。)を神川町ゼロカーボンシティ推進パートナー(以下「推進パートナー」という。)として認定し、その取組を推進することを目的とする。

(対象)

第3条 本制度の対象は、以下に掲げる全ての条件を満たす事業者等とする。

- (1) 町内に工場、店舗、事業所その他の施設を有すること。
- (2) 神川町暴力団排除条例(平成24年神川町条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員及びこれらと密接な関係を有するものでないこと。
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を本制度参加の目的としていないこと。
- (4) 法令違反その他認定するにふさわしくない事実がないこと。

(認定要件)

第4条 推進パートナーの認定の要件は、神川町ゼロカーボンシティの達成に貢献する取組を率先的に実施し、又は1年以内に実施する予定であることとする。

(申請)

第5条 推進パートナーとして認定を希望する事業者等は、神川町ゼロカーボンシティ推進パートナー申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(認定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合は、第3条及び第4条に規定する要件を満たしており、その内容が適当と認められる場合は、推進パートナーとして認定する。

2 町長は、認定した推進パートナーに認定証を交付するとともに、町ホームページ上で周知する。

(協力)

第7条 推進パートナーは、神川町ゼロカーボンシティの実現に資する町の施策に可能な範囲で協力するものとする。

2 推進パートナーは、町長が取組の状況について報告を求めた場合、神川町ゼロカーボンシティ推進パートナー実施状況報告書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、町ホームページへの掲載等により、推進パートナーの取組事例を周知する。

（変更）

第8条 推進パートナー認定後、登録状況に変更が生じた場合は、町長に神川町ゼロカーボンシティ推進パートナー変更届（様式第3号）を提出し、登録情報の変更を行うことができる。

（認定期間）

第9条 推進パートナーの認定期間は、認定の日から令和13年3月31日までとする。

（認定の取消し）

第10条 町長は、推進パートナーが次の各号のいずれかに該当するとき、認定を取り消すことができる。

（1） 神川町ゼロカーボンシティ推進パートナー取消届（様式第4号）の提出があったとき。

（2） 第3条及び第4条の要件を満たさなくなったとき。

（3） 推進パートナーとして、ふさわしくない行為があったと認められるとき。

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。